

## 山形県公立高等学校入学者選抜方法 県外からの志願者受入れに係る改善方針の具体的内容

令和5年3月  
高校教育課

### 1 改善の趣旨

- ・入学者が定員に満たない学科について、県外からの志願者を受け入れることで、県内公立高等学校の充足率向上を図る。
- ・県外からの志願者を受け入れることにより、各学校の活性化を図る。

### 2 対象

- ・入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科とする。  
※小規模校については、「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」により受入れを行うため、今般の改善の対象としない。

### 3 志願者受入れの要件

- ・定員に対する合格者数が3年連続で8割を下回っている学校・学科とする。

### 4 定員

- ・県外からの志願者の募集人員は入学定員の10パーセント程度までとし、学校が定めることとする。
- ・現行の入学者選抜制度において、推薦入学者選抜、一般入学者選抜の両方を実施している場合には、県外からの志願者の定員の配分は学校で定めることとする。
- ・一般入学者選抜において、志願倍率が1倍を下回った学校・学科については、推薦入学者選抜を行った場合の定員とあわせて10パーセントを超えて県外からの志願者を受け入れることができることとする。

### 5 受入の申請・承認、見直し

- ・学校長の申請により、山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会において審議し、教育長の承認によって受け入れることとする。
- ・教育長は、承認後3年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

### 6 その他

- ・県外から志願し入学する生徒は保護者と離れて生活することになるため、入学後の居住地や世話人等については、これまでの県外からの志願者受入れと同様に、保護者が責任を持って指定することとする。
- ・県外からの志願者受入れの際には、受入れを行う学校が所在する地元自治体等と連携しながら受入れ環境の整備に努める。